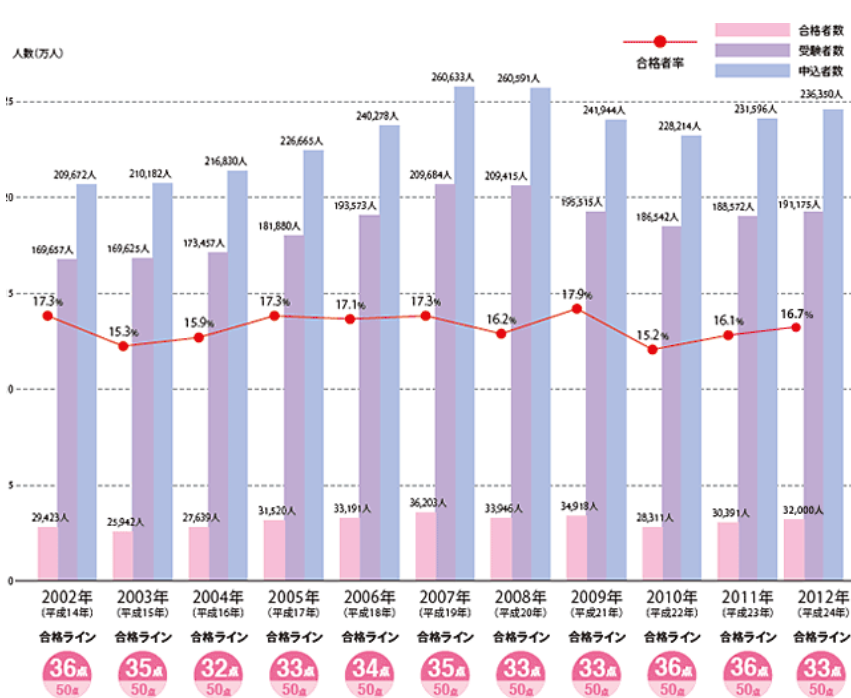


(宅建)

不動産業において最も重要な資格といえるのは、宅地建物取引主任者でしょう。弊社におきまして今年、社員2人が挑戦します。合格するようがんばってもらいたいものです。私は、先日2回目の宅地建物取引主任者の更新のお知らせがきたので、もう取得してから10年も経ったんだなと懐かしい気持ちになりました。試験の前日に『まんが喫茶』で徹夜をしたのを今でも鮮明に覚えております。



資格の中でも人気の高い宅地建物取引主任者ですが、持っていないと出来なことは重要事項の説明です。賃貸借契約、売買契約においても、契約を行う前に仲介業者は必ず重要事項の説明をしなければなりません。賃貸ではあまり関係ないかもしれませんが、その物件が都市計画法や建築基準法に照らして、どのような物件かを説明します。高いものが建てられるか、店舗ができるか、再建築ができるか、そもそも建物が建てられるかどうか等を細かく説明をします。この説明に問題があると責任が生じます。宅建業法ではこの説明を必ず宅地建物

取引主任者が行わなければならないとしています。

また、宅建業を営む事務所において従業員5人に対して1人は宅地建物取引主任者でなければならないというものもあります。ちなみに弊社は、8人に対して5人が資格保持者となります。他社と比べても保持率は高いといえます。今年は2人にも受かってもらって目指すは7人です。

宅地建物取引主任者の資格も士業にしようという動きがありますが、現在は士業ではなかなか食べられないという時代であります。弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士といった資格はとても難関ではありますが、職から溢れてしまう人も今では多いと耳にします。もちろん中にはものすごく稼いでいる人もおりますが、ほんのひと握りでしょう。

しかしながら、取得して損をする資格はないと思います。IT技術により情報が洪水のように溢れている世の中で、難しい法律や税務知識もインターネットを叩けば、すぐに検索できます。ですが、それは上辺の知識であり、すぐに記憶から無くなるか、場合によっては間違った知識を習得してしまう事もあり得ます。反対に勉強により血肉化された知識は、忘れ去られず、引き出すことも容易で、様々な知識と絡めて応用することも出来ます。無駄な勉強は一切ないと思っております。

塩田了丈